

＜参考資料 1＞

豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議設置要綱

（目的）

第1 生鮮食料品等を扱う豊洲市場において、食の安全・安心を確保する観点から、改めて土壌汚染対策について専門家により検討を行うため、「豊洲市場における土壌汚染対策等に関する専門家会議（以下「専門家会議」という。）」を設置する。

（検討事項）

第2 専門家会議は、以下の項目について検討する。

- (1) 地下ピットがある状態の確認と評価
- (2) リスク管理上必要な対応策の検討
- (3) その他必要な事項

（組織）

第3 専門家会議は、中央卸売市場長が学識経験者に委嘱する専門家委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から地下ピットがある状態の確認と評価、リスク管理上必要な対応策の検討等が終了するまでの間とする。

（座長）

第4 専門家会議に座長を置く。

- 2 座長は、中央卸売市場長が選任する。
- 3 座長は、専門家会議を代表し、会務を主宰する。
- 4 座長は、議場の秩序を保持し、議事を整理する。
- 5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 座長は専門家会議がその役割を終えたと認めた際は、同会議の承認を得て終了することができる。

（会議の招集等）

第5 専門家会議の招集は、座長が行う。

- 2 座長は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求めて、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 専門家会議は、公開で行うものとする。
- 4 専門家会議の会議録は、公開するものとする。

(委員の義務)

第6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の傍聴)

第7 専門家会議は、一般傍聴をさせることができる。

2 一般傍聴を希望する者が、一定数を超える場合は抽選によって決定する。

3 一般傍聴人が議場の秩序を乱し、又は騒ぎ立てる等会議を妨害するときは、座長又は事務局は、これを制止し、その命令に従わないときは議場の外に退去させることができる。

(報償費及び費用弁償)

第8 委員及び第5条第2項の規定に基づく出席者に対して、報償費を支給することができる。

2 委員及び第5条第2項の規定に基づく出席者に対して、専門家会議及びそれに係る打合せ等に参加するための実費弁償として、旅費を支給することができる。ただし、近接地内については、支給対象としない。

(事務局)

第9 専門家会議は、独自に事務局を置くことができる。

(庶務)

第10 専門家会議の運営に関する事務のうち、委員の委嘱に係る事務並びに報償費及び旅費の支給に関する事務等庶務的な手続きについては、中央卸売市場新市場整備部が担当する。

(委任)

第11 この要綱に定めるもののほか、専門家会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附則（平成28年9月16日28中新施第406号）

この要綱は、平成28年9月16日から施行する。

「豊洲新市場予定地における土壌汚染対策等に関する専門家会議設置要綱」（平成19年4月25日19中管新第31号）は廃止する。